

第1章「計画策定にあたって」の概要(案)

策定の背景

はじめに

【経緯】

輸入食品の増加、農産物の残留農薬、畜水産物への抗菌性物質の残留、原発事故による放射能汚染などの課題の発生



平成2年、「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針」を策定
監視指導の充実強化、調査・都民への情報提供の推進、関係機関との連携強化

食品の安全確保における現状・課題

【食をめぐる事件・事故の発生】

BSEの発生 牛肉偽装表示事件
輸入農産物から基準を超える残留農薬検出
指定外添加物の使用 無登録農薬の使用 など

【わが国の食品安全行政における課題の検証】

生産者優先、消費者保護軽視の行政
生産段階と製造・消費段階での取組の連携が不十分
専門家の意見を適切に反映しない行政
事故を未然に防止し、リスクを最小限にするシステムの欠如
正確な情報提供と透明性の確保が不十分

【国の対応】

食品安全基本法の制定・食品衛生法等の改正
リスク分析の導入

【東京の地域特性】

食品大消費地
わが国最大の食品の消費地 昼間で国民の約12%が都内で活動
食品流通の拠点、情報の集積地
東京を經由して物と情報が発信 卸売市場流通の12~38%は東京を經由
食の安全に関する都民の関心の高まり
これまでになく関心の高まり 96.3%の都民が食の安全情報を気にかけている

都の取組

国との適切な役割分担を踏まえ
自治体として対策の充実

地域特性を踏まえ、国制度を補完する
都独自の未然防止策の推進

輸入食品監視班の増設など、輸入食品対策の充実
食品衛生法とJAS法に基づく表示指導體制の一元化 など

都重要施策・15年度重点事業の発表 (H14.11)
「自主的衛生管理認証制度」や「食品安全情報評価委員会」など、食の安全・安心確保に向けた都独自の仕組みの構築 など

こうした様々な施策を

- 1 総合的に実施
- 2 健康への悪影響の未然防止の観点から充実
- 3 都民、事業者との理解と協力のもとに推進 することが必要

平成16年3月 東京都食品安全条例の制定 (同4月1日施行)

食品の安全確保に係る基本的な方向性を明示
法制度を踏まえ、本条例をはじめ、消費生活条例など他の諸条例などが補完しあいながら都における「食品の安全確保」を推進
食品安全推進計画を策定し、総合的・計画的施策の推進

東京都食品安全推進計画の策定

推進計画策定の趣旨

条例の趣旨を踏まえ、食品の安全確保に関する施策をより「総合的・計画的」に推進するために策定

推進計画の目的・位置づけ

食品の生産から消費に至るすべての行程(フードチェーン)の各段階において、食品の安全確保のために都が進める施策について次の事項を定める

「総合的な体系」及び「その中期的な方向」
都が重点的に取組むべき事項